健康保険　任意継続被保険者　資格喪失申出書
（就職・満了等以外の理由での脱退手続用）

年　　月　　日

横河電機健康保険組合理事長　殿

任意継続保険脱退の申し出を致します。

資格喪失理由につきましては、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出る(健康保険法第38条)

により、令和　　年　　月　　日付をもって任意継続資格喪失の手続をしていただきますようお願い申し上げます。

（上記の資格喪失年月日は、本資格喪失申出書が健保組合に受理された日の属する月の翌月1日を記入）

資格喪失日以降、横河電機健康保険組合から交付されている保険証等は使用いたしません。

※本申出書提出後の取下げは出来ません。
※本申出書の提出日が保険料納付期日の10日より前の場合で、当該月の保険料をまだ納付してなかった場合、当該月の保険料の納付期日の翌日が資格喪失日となります。

確認署名・捺印

被保険者等 記号・番号	記　　号	番　　号
	8888	
被保険者氏名	印	
被保険者の生年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和　　年　　月　　日	
被保険者の電話番号	（　　）	

手続の詳細は、次頁をご確認ください。

申出による任意継続保険資格喪失の手続きについて

任意継続被保険者

当健保組合ホームページにある「健康保険　任意継続被保険者　資格喪失申出書」をご記入、ご捺印のうえ健保組合へお送りください。

※本申出書提出後の取下げは出来ません。
※本申出書の提出月の保険料が納付されなかった場合、申出による資格喪失は行えません。

↓

健保組合

「健康保険　任意継続被保険者　資格喪失申出書」を受領後、資格喪失月の月末頃に「資格喪失証明書」を送付します。

※返却が必要な被保険者証等が交付されている方のみ、返信用封筒を同封します。

↓

任意継続被保険者

「資格喪失証明書」を受領後、資格喪失日になりましたら、すみやかに以下の各証をご返却ください。

- 「被保険者証」(交付されている方のみ)
- 「資格確認書」(交付されている方のみ)

※「高齢受給者証」「限度額認定証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方は、あわせてご返却ください。

↓

健保組合

各証を受領後、還付金がある場合は「保険料還付請求書」を送付します。

↓

任意継続被保険者

「保険料還付請求書」を受領後、ご記入、ご捺印のうえ、ご返送ください。

↓

健保組合

「保険料還付請求書」を受領後、資格喪失月以降の保険料を還付します。

手続き終了となります。

≪お問合せ先≫
横河電機健康保険組合
任意継続担当
TEL：0422-52-5521